

野焼きやごみ焼きは、 法律で原則禁止されています!

野焼きは、ばい煙や悪臭が発生し、健康や環境に悪い影響を与えます。
また、火災の原因にもつながります。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

第16条の2 何人も、(法律に基づく処理や一部の例外を除き) 廃棄物を焼却してはならない。

※法律に違反した場合、懲役刑や罰金刑に処されます。



《一部例外と行政指導》

例えば、農家が病虫害の発生予防のために剪定枝等を焼却するのは一部例外とはしてはいますが、近所からの苦情等がきた場合は生活環境に支障があるとして、止めるよう行政指導の対象となります。

ごみ・たばこ等のポイ捨ては やめましょう!



雪も解け、道路や空き地等に、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てが見受けられます。

ごみのポイ捨ては法律で禁止されています。ごみは捨てずに持ち帰り、美しく住みやすい街にしましょう。

また、もうすぐ山菜シーズンです。たばこのポイ捨ては、山火事につながりかねないため、絶対にやめましょう。



問合せ：上山市市民生活課環境衛生係

TEL 672-1111

内線 117・118・119